

松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 5 月 1 1 日

令和3年松戸市農業委員会5月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年5月11日午後2時45分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘

1. 欠席委員

明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 関係課出席職員

農政課長	加藤広之	主任主事	杉崎慶太
主事	山本雄大		

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榑孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子

開会 午後 2時45分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和3年5月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、したがいまして松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号10番、渡邊洋子委員、議席番号11番、湯浅孝一委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第3号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第6号となっておりますので、審議終了後、事務局より報告願ひます。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願ひいたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願ひいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件が1件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページから2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は田中新田、現況地目は畑、面積は660平方メートルでございます。

借受者につきましては、令和2年より1年間、農業指導を受けつつ技術を習得し、育苗や栽培管理、出荷等の農業経験を積み、熱心な取組から推薦状も事前に提出されています。農業経験はあるものの自己所有農地を所持されていなかったことから、今回の設定では、新規就農者となり、利用権の種類は解除条件付き賃借権で、期間は5年でございます。

この計画は、集積計画の貸借に関する取決め以外に3点の追加事項が定められております。内容といたしましては、1点目、借受者が該当土地を適正に利用しない場合、貸付者は貸借契約を解除するものとします。2点目、借受者は毎事業年度終了後に市長への利用状況の報告。3点目、借受者が行う耕作事業により周辺地域の農地利用に支障が生じているときや安定的な農業経営を行っていないときなどには、市長は改善の勧告をすることができるものです。

利用権の設定後は、多品種の野菜を栽培していく計画です。今後は、野菜の直売のほかに、料理店へ販売ルートを広げることを検討しているとのことです。

なお、対象農地を確認いたしましたところ、耕運機ほか農業機械、水場も備え、野菜畑として適正に肥培管理されております。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員の皆さんは発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

新規就農者ではありますが、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号5番、山室一美。

去る4月30日金曜日、議案第2号、第3号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告します。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長をはじめ、杉浦勇司農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、慎重なる審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。議案書の3ページ、議案参考資料については4ページから9ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の4ページのところでございます。

申請理由は、隣接する保育園から緊急時の避難経路が必要との要望があったためです。

施設の概要については、隣接する保育園の宅地の敷地拡張です。

整地については、全面アスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで、東側既設U字溝への自然放流です。

被害防除については、北側及び南側は鉄製門扉で常に施錠し、東側及び西側は隣接するブロックフェンスを利用します。

審査会では、現地調査の結果、既にアスファルトで舗装され、施設概要で説明したとおりに造成されておりました。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をいたしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者が相続で当該申請地を取得する前の平成10年頃、申請者の父により、通行の利便性や防犯の観点から当該申請地を通路として利用するため、近隣の方々からの要望がありアスファルト舗装としました。平成15年に申請者が相続により当該申請地を取得したときには、農地転用許可については把握していませんでしたが、平成30年に隣地の保育園の建設の際に、農地転用許可申請をしていないことが判明し、今回の申請に至りました。しかし、農地法違反をしていたことについては、深い謝罪をしますとの内容でした。

また、審査会の中で審査会委員より、今回の申請理由が隣接する保育園の緊急時避難経路であり、今までのように近隣住人が通路として利用できなくなることから、申請者と近隣住民の間でトラブルになる懸念について意見がありました。これについては、トラブルにならないよう対処するとの回答を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから第3種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことです。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会の意見に賛成したいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては許可相当との意見を付して、
県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号の2番について説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号の2番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については10ページから15ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の10ページのところでございます。

申請理由は、申請地隣接にある自動車販売業者より、車両置場として借用したいとの要望
があったため、貸車両置場とするためです。

施設の概要については、自動車23台の車両置場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、南側は隣地の既存鋼矢板と既存鋼矢板を利用し、東側及び北側はの
り面処理、西側の一部は隣地のブロック塀を利用します。

審査会では、現地調査の結果、既に施設概要で説明したとおりに造成され、貸車両置場と
して利用されていることが判明しました。この行為に対し、農地法違反であることの指摘を
しました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的
な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者が当該申請地を相続によって取得する前の昭和50年頃から、申請者の父によって、農地転用許可申請を行わず、盛土を行い使用しないまま所有していました。平成15年に申請者が相続により申請地を取得後、貸してほしいとの要望があったことから、申請者が砕石敷きとし、貸車両置場として貸していました。農地転用許可申請が必要との認識をしておらず、農業委員からの指摘により今回の申請に至りました。しかし、農地法違反をしていたことについては、深い謝罪をしますとの内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地から、おおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の2番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号の3番について説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号の3番についてご説明します。

議案書の4ページ、議案参考資料については16ページから21ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の16ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある建設業者より、資材置場として借用したいとの要望があったため、建設資材を置く貸資材置場とするためです。

施設の概要については、足場資材、建築ブロック・交通標識置場及び積卸スペースです。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は1.2メートルのネットフェンスで囲います。

審査会では、現地調査の結果、既に施設概要で説明したとおりに造成され、貸車両置場として利用されてきたことが判明しました。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者が当該申請地を相続によって取得する前の平成5年頃から、申請者の父によって農地転用許可申請をしないまま砕石を敷き、近隣事業者に駐車場として貸していました。平成15年に申請者が相続により申請地を取得した後も、継続して駐車場として貸していました。当該申請地が砕石敷きになっているにもかかわらず農地転用許可申請を行っていないことから、今回の申請に至りました。農地法違反をしていたことについては、深い謝罪をしますとの内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから第3種農地と判断しました。

以上、議案第2号の3番について説明いたしました。審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのこと。です。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号の4番について説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第2号の4番についてご説明します。

議案書の4ページ、議案参考資料については22ページから27ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の22ページのところでございます。

申請理由は、申請地近隣にある自動車修理会社から車両置場として借用したいとの要望があったため、貸車両置場とするためです。

施設の概要については、普通自動車21台の貸車両置場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北・西・東側は鋼板土留めを設置し、土砂の流出を防止します。

審査会では、現地調査の結果、既に施設概要で説明したとおりに造成され、貸資材置場と

して利用されていたことが判明しました。この行為に対し、農地法違反であることの指摘を
しました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、
最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者が当該申請地を相続によって取得
する前の平成15年頃から、申請者の父により砂利を敷き、貸資材置場として利用していまし
た。父が他界したため、その経緯はよく分かりません。しかし、農地法違反をしていたこと
については、深い謝罪をし、法令遵守徹底を誓うとの内容でした。

また、今回、近隣の自動車修理会社に貸すことから、廃油等は絶対に置かず、車両のみで
あることの確認をしました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを
を説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業
の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタ
ール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の4番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議
の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、
第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐忠夫です。

ただいま、座長の説明でよく分かりました。賛成いたします。

議 長 ただいま岩佐委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の4番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については28ページから32ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の28ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は申請地の隣地で古紙回収業・廃棄物処理業を営んでいます。製紙パレット等の保管スペースが手狭となったことから、申請地を取得し、駐車場及び資材置場として利用するためです。

施設の概要については、収集した古紙等を置く紙製パレット及び鉄製コンテナを置く資材置場と、普通自動車5台の駐車場です。

整地については、全面砕石舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側、西側、東側はブロック積みに1.5メートルの安全鋼板を設置します。南側は隣地の鉄板柵を利用します。北側に隣接する住宅との間には、コンクリートブロック2段積みとし、土砂の流出を防ぎます。

審査会では、現地調査の結果、一部砂利敷きの車両置場となっている箇所があり、このことについて質問したところ、約20年前に駐車場として使うため、申請者の家族が畑に砂利を敷くことを申請者が許可し、以来使用続けてきたとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を

求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、深い謝罪をし、今後は農地法を遵守しますとの内容でした。

また、審査会の中で、具体的にどのような物を置くのか質問をし、廃棄物の持込みは行わず、古紙のみを置くとのことから、周辺の住宅等への影響がないことの確認をしました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分について、申請地は、上下水道管、ガス管の3種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、加藤正芳です。

座長の説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま加藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付し

て県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号の2番について説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の2番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については34ページから39ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の34ページのところでございます。

権利の形態は売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は現在、松戸市及び関東を中心にデッキプレート施工を中心に鉄骨工事等を行っていますが、事業拡大のため申請地を取得し、駐車場及び資材置場として利用するためです。なお、デッキプレートについては、39ページの写真を参照してください。

施設の概要については、普通自動車6台の駐車場及び溶接機などの資材置場です。

整地については、全面砂利敷き、入り口部分のみ鉄板敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲の土地境界は80センチのブロック積み土留めをし、その内側に2メートルの万能鋼板を設置します。入り口には、アルミ製のキャスターゲートを設置し、防犯、安全管理を図ります。

審査会では、東側に隣接する農地への影響がないように施工してほしいと各委員から要望があり、このことについての理解を得ました。

また、資材については、溶接機やケーブル類で、油等の農地に影響があるものは置かないことを確認しました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分について、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第3号の2番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

他法令についてないとのことですので、審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま渡邊委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号の3番について説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の3番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については40ページから44ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の40ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は千葉県北西部地域を中心に水道設備工事業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存施設では手狭となったことから、申請地を取得し、車両置場として利用するためです。

施設の概要については、軽自動車4台、ダンプ3台、バン1台、ユニック車1台、ステーションワゴン1台、パワーショベル2台、合計12台の車両置場です。

整地については、全面砂利敷き、一部のアスファルト路盤及び入り口部分もアスファルト路盤とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、南西の一部、北西の一部、南東の全部に土留めに立木、北東の全部は隣地のフェンスを利用します。

審査会では、現地調査の結果、既に施設概要で説明したとおりに車両置場として造成されていたことが判明しました。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者が当該申請地を相続によって取得する前から、申請者の父により資材置場として利用されてきました。転用理由及び転用時期については聞き及んでいないことのことです。相続後、借借人との間で賃借料について問題が生じていましたが、話が整い借借人が立ち退くこととなりました。その後、今回の売買が決まったことにより、農地転用がなされていないことが分かりました。しかし、農地法違反をしていたことについては、深い謝罪をし、今後、二度と農地法違反はしませんとの内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は、市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

農地区分について、申請地は住宅の用、もしくは事業の用に供する施設または公共施設が連担していることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第3号の3番について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については、第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の3番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から、23ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、7ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により2件の届出を受理しました。なお、2件とも斡旋希望はありませんでした。

次に、9ページから11ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、11ページの一番下に記載のとおり、1月分として、田は3件、2,376平方メートル、畑16件、7,070平方メートル、合計19件、9,446平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページから17ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、17ページの一番下に記載のとおり、田9件、2,935平方メートル、畑28件、1万4,679平方メートル、合計37件、1万7,614平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、19ページ、報告事項4、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、非農地回答をしました。

次に、21ページから22ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書6件を交付しました。

次に、23ページ、報告事項6、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

ですが、記載のとおり、死亡による買取申出が生じたため、4件の証明書を交付しました。
事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年5月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時45分